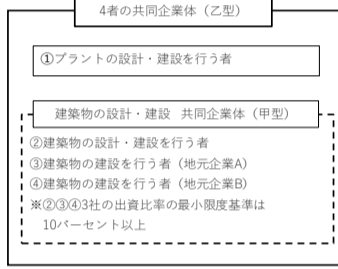


実施方針に関する質問・意見書への回答

標記の件、以下のとおり回答します。

| No. | 区分 | 対象 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----|------|---|-----|-----|-----|---|---------------------|---|---|
| 1 | 意見 | 実施方針 | 6 | 第2 | 2 | (1) | | 事業者の募集・選定スケジュール | 実施方針等に関する質問・意見への回答・公表が3月13日となっていますが、「3 応募者の備えるべき参加資格要件等」に関する質問は2月末頃を目安にご回答頂けないでしょうか。共同企業体の組成にあたって、各業務を行う者との協議を早期に開始する必要があるため、ご検討頂けますでしょうか。 | 実施方針に示しているとおり3月13日の公表とします。 |
| 2 | 意見 | 実施方針 | 6 | 第2 | 2 | (1) | | 事業者の募集・選定スケジュール | 第1回入札説明書等に関する質問受付期限（令和7年6月上旬）について、入札公告時（令和7年5月中旬）に公表された書類を確認するには短納期であると考えますので、期限の延長をご検討いただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 3 | 意見 | 実施方針 | 6 | 第2 | 2 | (1) | | 事業者の募集・選定スケジュール | 提案書類の受付期限（令和7年9月中旬）について、対面対話や入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回目）から1カ月程度であり、対面対話や質問回答の内容を提出書類に反映するには短納期であると考えますので、期限の延長（令和7年10月下旬）をご検討いただけないでしょうか。 | ご意見として承ります。 |
| 4 | 意見 | 実施方針 | 6 | 第2 | 2 | (1) | | 事業者の募集・選定スケジュール(予定) | 提案書類の受付期限について令和7年9月中旬となっていますが、入札公告からの期間が短いため10月末にしたいと考えています。 | 回答No. 3をご参照ください。 |
| 5 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | 昨今の建設需要の高まりにより、土木建築事業者の設計者、現場従事者を確保することが非常に困難であります。より多くの建築物の設計・建設を行う者が参加できるように、応募者の構成について、以下の内容をお認め頂けないでしょうか。 ①建築物の設計と建設を異なる企業が実施することをお認め頂けますでしょうか。その場合、イの要件については「建築物の設計を行う者」の要件が（ア）及び（ウ）の建築設計実績、「建築物の建設を行う者」の要件が（イ）、（ウ）の建築建設実績及び（エ）として頂けないでしょうか。また、プラントの設計・建設を行う者が建築物の設計を行うこともお認め頂けないでしょうか。 | ①建築物の設計と建設を異なる企業が実施することを可とします。また、プラントの設計・建設を行う者が建築物の設計を行うことも可とします。 なお、建築物の設計業務を実施する企業と建設業務を実施する企業の要件を区分するものとしますが、詳細は入札公告時に入札説明書をご確認ください。 ②建築物の建設を複数の者で実施することを可とします。その場合、少なくとも1者が建築物の建設業務を行う者の要件を全て満たせば可とします。ただし、建設業務を行う者の要件を全て満たす企業以外は建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であることを求めます。 ③応募者は、4者以上の企業（プラントの設計・建設を行う者：1者、建築物の設計・建設を行う者：1者以上、地元企業：2者以上）で構成する共同企業体とするものとします。 |
| | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (3) | イ | 建築物の設計・建設を行う者の要件 | ②建築物の建設を行う者を1者ではなく、複数者とすることをお認め頂けますでしょうか。その場合、少なくとも1者がイ 建築物の建設を行う者の要件をすべて満たすこととして頂けないでしょうか。 ③ ①、②を踏まえ、応募者を4者以上の企業で構成する共同企業体として頂けないでしょうか。 | |

| No. | 区分 | 対象 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----|------|---|-----|-----|-----|---|-----------|--|---|
| 6 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>「応募者は4者の企業…で構成する共同企業体とする。」との記載がありますが、土木建築事業者や地元企業が共同企業体の構成員になると契約期間における監理技術者を専任するなど、大きな負担が掛かります。</p> <p>土木建築事業者や地元企業がより柔軟に入札への参加を検討できるように、以下のような構成で入札に参加することもお認めいただけないでしょうか。</p> <p>「プラントの設計・建設を行う者」を代表企業、「建築物の設計・建設を行う者」及び「建築物の設計・建設を行う者（地元企業）」は協力企業として、4者以上の企業で構成する企業グループとして参加することも可能とする。その場合、代表企業が元請となり、協力企業により構成された共同企業体を一次下請として採用することも可能とする。</p> | <p>応募者の構成等に関しては回答No.5をご参照ください。その他はご意見として承ります。</p> |
| 7 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>「応募者は4者の企業…で構成する共同企業体とする。」との記載がありますが、JVの組成方法は甲型・乙型を問わず、以下のような組成方法もお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。プラントメーカーとゼネコンとの間で異業種のJVを組成する場合には一般的です。</p> <p>【JV組成方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の設計・建設を行う者と地元企業2者が甲型JVを組成 ・上記甲型JVとプラントの設計・建設を行う者が乙型JVを組成 | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 8 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 共同企業体について | <p>共同企業体について、甲型・乙型のご指定はないと理解してよろしいでしょうか。一般廃棄物処理施設の建設工事は異工種（プラント機械設備工事、土木・建築工事）の事業となるため、乙型（分担施工方式）が最適と考えます。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |
| 9 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>「建築物の設計・建設を行う者：1者」とありますが、プラントの設計・施工を行う者（プラントメカ）は、建築物の設計に関しても豊富な実績を有しています。については、地元企業2者を含む4者の企業で構成する共同企業体とすることを前提に、建築物の設計は、プラントの設計・施工を行う者、あるいは建築物の施工を行う者のどちらでも可とする条件に緩和していただけないでしょうか。</p> | <p>回答No.5をご参照ください。</p> |
| 10 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>建築物の設計をプラント会社が行うことを可としていただきたい。</p> | <p>回答No.5をご参照ください。</p> |
| 11 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>4者以上とすることも可能でしょうか？</p> | <p>回答No.5をご参照ください。</p> |
| 12 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>応募者について、「プラントの設計・建設及び建築物の設計を行う者(代表企業)」が元請、「建築物の建設を行う者」を下請とするスキームは可能でしょうか？</p> | <p>不可とします。</p> |
| 13 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ア | 応募者の構成等 | <p>『応募者は、4者の企業（プラントの設計・建設を行う者、建築物の設計・建設を行う者、地元企業）で構成する共同企業体』とありますが、「建築物の設計」についてプラントの設計・建設を行う者が実施する場合、(3)各業務を行う者の要件においてイ建築物の設計・建設を行う者の要件のなかの(ア)を充足することで足りると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>イ建築物の設計・建設を行う者の要件の(ア)及び(ウ)の建築設計実績の要件を満たすことを求めますが、詳細は入札公告時に入札説明書をご確認ください。</p> |

| No. | 区分 | 対象 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----|------|---|-----|-----|-----|---|------------|---|---|
| 14 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ウ | 出資比率 | 「構成員の出資比率の最小限度基準は10パーセント以上とする。」との記載がありますが、地元企業の出資比率は土木建築工事費に対して10%以上（もしくは地元企業の出資比率には制限を設けない）として頂けないでしょうか。プラント・建築物を含めた全体の10%以上となると、地元企業の負担が大きく、地元企業の参入意欲が低減することを危惧します。 | 地元企業の出資比率の合計は、建築物の設計・建設に関する費用に対して20パーセント以上とします。 |
| 15 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ウ | 構成員の出資比率 | 一般廃棄物処理施設の建設工事は、清掃施設工事と建築一式工事の異工種JVとなりますので、円滑な設計・施工業務の遂行のために、甲型（共同施工方式）ではなく、乙型（分担施工方式）のJVが一般的であり、乙型の場合は各構成員間で出資比率を定めることはありません。そのため出資比率の最小限度基準の記載を削除いただけないでしょうか。 もしくは、出資比率の最小限度基準（10パーセント以上）は、下図のように、建築物の設計・建設を行う者（1者）と地元企業（2者）で構成する共同企業体（甲型）のみに適用されると理解してよろしいでしょうか。  | 回答No. 5及び14をご参照ください。 |
| 16 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ウ | (1)応募者の構成等 | 「出資比率の最小限度基準は、10パーセント以上」とありますが、建築物の建設を行う地元企業に対しての要件と配慮します。 そのため、全体事業費からプラントの設計・建設を除く、「建築物の設計・建設を行う1者」および「地元企業2者」の建築物の設計・建設に関わる事業費に対して、地元企業1者につき10パーセント以上と考えてよろしいでしょうか。 (地元企業が参画しやすい要件になると考えます。) | 回答No. 5及び14をご参照ください。 |
| 17 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (1) | ウ | 応募者の構成等 | 出資比率10%以上とありますが、建築工事に対する出資比率(構成比率)10%であるという理解でよろしいでしょうか？ | 回答No. 5及び14をご参照ください。 |
| 18 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (2) | | 代表企業の要件 | 共同企業体（乙型）で入札参加する場合、乙型は分担施工であり、各構成員間で出資比率を定めることはいないため、代表企業の要件の「ア. 応募者の構成企業中、出資比率が最大であること。」を削除していただけないでしょうか。 | 代表企業の要件として応募者の構成企業中、出資比率が最大であることは求めないものとします。 |
| 19 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (2) | ア | 代表企業の要件 | 代表企業はプラント会社と考えるが、今回運営が含まれないDBのため、乙型JVだと出資比率が建築物の施工が最大となってしまうため出資比率の項目を削除いただきたい。 | 回答No. 18をご参照ください。 |
| 20 | 意見 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (2) | ア | 代表企業の要件 | 「応募者の構成企業中、出資比率が最大であること」とありますが、本事業は業種の異なる企業の乙型（分担施工型）の共同企業体となりますので本記載は削除願えないでしょうか。 | 回答No. 18をご参照ください。 |
| 21 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (3) | イ | 建築物の設計について | 建築物の設計と建設を行う者を分けることは可能でしょうか。プラントの設計・建設を行う者が建築物の設計も行うことをご認めいただきたくお願いします。 | 回答No. 5をご参照ください。 |

| No. | 区分 | 対象 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----|------|----|-----|-----|-----|-------|-------------------------|---|--|
| 22 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (3) | イ | (3)各業務を行う者の要件 | 質問No. 9に関して緩和していただける場合、「イ 建築物の設計・施工を行う者の要件」において、建築物の設計を行う者については(ア)及び(ウ)の建築設計実績を、建築物の施工を行う者は(イ)及び(ウ)の建築竣工実績、及び(エ)を満たせばよいという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、参加資格要件を一部見直しますので詳細は入札公告時に入札説明書をご確認ください。 |
| 23 | 質問 | 実施方針 | 7 | 第2 | 3 | (3) | イ | 建築物の設計・建設を行う者の要件 | 建設について、同種工事の元請(JV)としての受注実績(竣工実績)は求めないのででしょうか？ | 求めません。 実施方針に示しているとおり地方公共団体の施設であれば一般廃棄物処理施設処理施設以外の施設でも可とします。 |
| 24 | 質問 | 実施方針 | 8 | 第2 | 3 | (3) | イ (ウ) | 建築設計実績及び建築竣工実績 | 「平成27年度以降において地方公共団体が発注した建築設計実績及び建築竣工実績があること。」とありますが、該当する建築物の設計及び、設計を行った同建築物の施工を行った施設の竣工実績が要件であると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 25 | 質問 | 実施方針 | 8 | 第2 | 3 | (3) | イ (ウ) | 建築設計実績及び建築竣工実績 | 建築設計実績及び建築竣工実績については、平成27年度以降において地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建築設計実績及び建築竣工実績と理解してよろしいでしょうか。 | 回答No. 23をご参照ください。 |
| 26 | 意見 | 実施方針 | 8 | 第2 | 3 | (3) | イ (ウ) | 建築設計実績及び建築竣工実績 | 建築物の設計・建設を行う者は、地方公共団体が発注した建築設計実績及び建築竣工実績を保持していることが要件となっておりますが、一般廃棄物処理施設は地方公共団体が発注する建築物の中でも、公害防止対策や災害対策、プラント工事との調整など求められる水準は高いと考えております。安全かつ安心な施工の担保及び竣工後の施設稼働のために、建設する施設と同等規模の一般廃棄物処理施設の設計及び施工(竣工)実績を建築物の設計・建設を行う者の要件として設定いただきたく、ご検討をお願いいたします。 | 回答No. 23をご参照ください。 |
| 27 | 意見 | 実施方針 | 8 | 第2 | 3 | (3) | イ (ウ) | 建築物の設計・建設を行う者の要件 | 建築設計実績と建築竣工実施の要件を分けていただきたい。 | ご意見として承ります。 |
| 28 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | リスク分担(案) | 第三者賠償リスクについて、「本組合の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任」の負担者が事業者となっておりますが、正しくは貴組合が負担者であると理解してよろしいでしょうか。 また「事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任」の負担者が貴組合となっておりますが、こちらは事業者が負担者であると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 29 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | リスク分担(案) | 「※1 一定範囲内においては事業者が負担するが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合については、協議により決定した増額費用が本組合の負担となる。」とありますが、「一定範囲」の具体的な範囲については入札公告時の契約書案等でお示しいただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 意見 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | リスク分担(案) 共通 社会リスク | 第三者賠償リスクの負担者設定が組合と事業者で逆の記載とされますので、修正をお願いいたします。 | 回答No. 28をご参照ください。 |
| 31 | 意見 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | リスク分担(案) 建設段階 | ・建設着工遅延リスク ・工事費増大リスク ・工事遅延リスク 上記3つのリスクに関して、上記以外の事由によるものは、事業者負担となっておりますが、事業者の帰責事由によるものと変更いただきたくご検討をお願いします。 | ご意見として承ります。 |
| 32 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 第三者賠償リスク | 「本組合の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任」の主分担が事業者となっておりますが、貴組合の主分担と考えてよろしいでしょうか。 | 回答No. 28をご参照ください。 |

| No. | 区分 | 対象 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|----|------|----|-----|-----|-----|--|---------------------|---|---|
| 33 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 第三者賠償リスク | 「事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任」の主分担が貴組合となっておりますが、事業者の主分担と考えてよろしいでしょうか。 | 回答No. 28をご参照ください。 |
| 34 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 建設着工遅延リスク | 当該リスクについて、貴組合と事業者いずれの帰責事由によるものでもない場合、双方がコントロール出来ない範囲を含めてリスク分担を負うこととなってしまうため、協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 工事費増大リスク | 当該リスクについて、貴組合と事業者いずれの帰責事由によるものでもない場合、双方がコントロール出来ない範囲を含めてリスク分担を負うこととなってしまうため、協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 36 | 質問 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 工事遅延リスク | 当該リスクについて、貴組合と事業者いずれの帰責事由によるものでもない場合、双方がコントロール出来ない範囲を含めてリスク分担を負うこととなってしまうため、協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 37 | 意見 | 実施方針 | 18 | 別紙3 | | | | 別紙3 リスク分担 (案) | 物価変動リスクについては、インフレスライド条項の適用を考慮するとありますが、変動の起点日は提案書類の受付日として頂きますようご検討を御願い致します。 | ご意見として承ります。 |
| 38 | 質問 | 実施方針 | 19 | 別紙3 | | | | 環境保全リスク | 事業者が実施する業務に起因する周辺環境の悪化に関するリスクが事業者の負担となっておりますが、事業者が実施する業務以外に起因する環境保全リスクは貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、不可抗力等、双方に帰責事由がない場合については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担するものとします。 |
| 39 | 質問 | 実施方針 | 19 | 別紙3 | | | | 一般的損害リスク | 本リスクが事業者負担となっておりますが、帰責事由が事業者にない場合は、免責されるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、不可抗力等、双方に帰責事由がない場合については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担するものとします。 |